

## 第一章 専利出願及び専利関連事項の申請手続き

1. 必要書類.....	2
1.1 書類.....	2
1.2 書類の署名捺印.....	3
1.2.1 自然人による出願.....	3
1.2.2 法人による出願.....	3
1.2.3 電子出願による署名.....	4
1.2.4 署名捺印の審査.....	4
1.2.5 署名捺印の不一致の場合の処理原則.....	6
2. 送付方法.....	6
2.1 窓口持参.....	6
2.2 郵便送付.....	7
2.3 電子送付.....	7
3.出願番号.....	7
4.受理.....	8
4.1 一般規定.....	8
4.2 関連意匠についての特殊規定.....	9
5.出願の取り下げ.....	9
6.放棄.....	11

## 第一章 専利出願及び専利関連事項の申請手続き

わが国の専利法（特許法、実用新案法、意匠法に相当）では、その類型について特許、実用新案及び意匠の三種類に分類している。専利制度は先創作主義を採用していないため、創作者は専利権の保護を受けようとする場合、その創作内容により適切な専利の種類を選択して専利主務官庁に出願しなければならない。査定の後、規定に符合して初めて専利権を取得することができる。

専利出願及びその他専利に関連する事項、例えば、分割出願、出願変更、専利権の譲渡、無効審判請求等は一定の手続き要件をみたしていれば受理することができる。本章で規範される内容には必要書類、送付方法、受理、取り下げ、放棄等の方式審査作業が含まれ、専利主務官庁の業務処理はこれに準拠するものとする。

### 1. 必要書類

#### 1.1 書類

専利出願及びその他専利に関連する事項に必要な書類には、願書、明細書、専利請求の範囲、図面、要約、指定された代表図、委任証明書、新規性優遇期間証明書、国際優先権証明書、微生物材料寄託証明書、無効審判請求理由及び証拠、専利権異動の証明書などが含まれる。各項目の申請に準備すべき書類及び記載方法については、各関連章節の規定を参照のこと。

専利出願及びその他専利に関連する書類は中国語で記載しなければならない。証明書類が外国語の場合は、専利主務官庁が必要と考えるとき、中国語の翻訳版或いは部分翻訳を添付するよう通知することができる。

専利法とその施行細則に定められた添付すべき証明書類は、原本か正本とする。原本又は正本の代わりにコピーを送付する場合、当事者は原本又はコピーと同一であることを釈明しなければならない。但し、優先権証明書は正本でなければならない。出願人が法定期間内に優先権証明書の最初のページのコピーのみを送付した場合、専利主務官庁は期限内にコピーと同一である正本を提出する補正を通知し、期限内に補正しなかった、または補正後も依然として不備である場合は優先権を主張しないものと見なす。しかし、すでに専利主務官庁にすでに優先権証明書の正本が提出済みである場合は、正本に付記された案件番号を明記してコピーの代わりとすることができる。

証明と釈明は、どちらも当事者が提出した証明で、専利主務官庁に心証を生じさせる行為である。いわゆる釈明とは、即時調査に提供でき、専利主務官庁に大よそ信用させることができる証拠を提出することを指し、叙述又は説明と解釈してはならない。しかし、実務上では宣誓書をこの代わりとして受理することが多く、例えば誓約書でコピーが原本又は正本と同一であることを保証する。

証明とは、専利主務官庁にその事実が確実にそのものであると確信させる事実証拠を提出することを指す。例えば、書類のコピーが公証法の規定に従い公証或いは認証を受けたものである時、当事者による釈明又は証明の結果、専利主務官庁に相当の心証を生じさせることができない場合には、依然として当事者へチェックのために証明書類の原本或いは正本の補正送付を通知することができる。

## 1.2 書類の署名捺印

出願書類の署名捺印は、出願人が書類に署名又は捺印（以下、署名捺印と称する）することで信用するものとする。専利出願及び専利に関する事項については、出願人が願書に署名捺印を行うべきで、代理人に委任している場合は、代理人の署名捺印だけでよいとする。代理受取人は出願人の代わりに専利に関する書類の受け取りの権限しか有しないため、願書にはやはり出願人が署名捺印をしなければならない。願書に署名捺印をしなかった場合、期限内に補正するよう出願人に通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、専利出願又は専利事項の申請手続きは不受理とする。

### 1.2.1 自然人による出願

民法の規定により、自然人は行為能力を有する者、行為能力を制限されている者、行為能力のない者に区別される。民法の規定により、行為能力のある自然人であれば行政手続の行為能力を有する。行政手続を行う能力のない場合は、替わりにその法定代理人が行政手続行為を行わなければならない。それゆえ、出願人が行為能力を有する者である場合、出願人本人が願書に署名捺印しなければならない。行為能力を有しない者である場合、または行為能力を制限されている場合、願書にはその法定代理人を加え並びに署名捺印しなければならない。出願人が代理人に委任して専利出願する場合は、同じくその委任状に署名捺印する。

出願人の印鑑は、例えば「〇〇会社董事長印」といった役職印を使用してはならない。役職印は、某自然人の会社又は部署内における職務又は肩書きのみを代表するものであり、業務執行時の身分識別に用いられるものであることから、専利出願書類に印鑑として用いると、出願人の人格・属性を確認することができないからである。

### 1.2.2 法人による出願

出願人が法人である場合、法人は署名捺印行為をすることができないことから、台湾法人はその代表者又は署名捺印する権限を持つ者がこれを行い、加

えて会社印を押印しなければならない。外国法人の場合は、その代表者又は署名捺印の権利を有する者がこれを行うことができる。署名捺印の権利を有する者がこれを行う時、法人代表が当該署名捺印をする行為の権限を有すると示す、法人の授権証明書類又はそれが職務執行に属するものであると示す声明を提出しなければならない。いわゆる署名捺印の権利を有する者とは、例えば、マネージャーが会社規程又は契約規定の授権範囲内において、会社のために管理事務及び署名する権利である。権利を有すると声明する者には、署名捺印する本人、出願人の代表者又は出願人の代理人が含まれる。

出願人が政府機関である場合、政府機関の公印を押印すると共に、機関の長が署名捺印しなければならない。例えば、「〇〇部〇〇局」による専利出願の場合は、申請人の欄に「〇〇部〇〇局」と記載して公印を押印し、代表者の欄には局長の姓名「〇〇〇」を記載すると共に署名又は局長の私印、職印、役職印を押印しなければならない。出願人が学校又は財団法人の場合、その代表人の署名捺印は政府機関の場合と同じとする。

出願人が会社組織であり、その代表者が他の会社組織である時、例えば、甲会社の代表者が乙会社である場合、専利出願の願書の代表者欄には乙会社と明記した上、乙会社の印鑑を押す必要がある。

原則上、法人が専利出願する際の、願書上の署名捺印は上述したとおり会社の正式名称と一致する会社印でなければならないが、「〇〇会社専利専用印」、「〇〇会社知的財産権専用印」等は、専利出願の用途と一致するため、専利出願に用いることができる。その他の印鑑、例えば「〇〇会社契約専用印」、「〇〇会社輸出入専用印」、「〇〇会社通関申告専用印」等は全てある特殊な用途においてのみ使用できるもので、どれも専利出願に用いる印鑑としてはならない。

### **1.2.3 電子出願による署名**

電子出願については、出願人による電子認証を使用した電子署名としなければならない。出願人が二人以上いる場合、全ての出願人は皆電子署名としなければならない。代理人に委任している場合、代理者による電子署名のみとすることができ、代理人が二人以上いる場合には、そのうちの一人による電子署名でよい。

### **1.2.4 署名捺印の審査**

出願人は願書送付から専利権消滅までの期間、各種専利に関する申請を提出するが、その際には、原則として出願人による願書類又は各種証明書上の署名捺印が当該出願包袋の署名捺印と一致しているかどうかを審査する必要はなく、

出願人又は代理人の署名捺印さえあれば、出願人の意思によって申請されたものと認める。出願人が後願で先願への国内優先権の主張、変更、分割又は関連意匠出願する場合でも、当該後願、変更出願、分割出願及び関連意匠出願の願書には出願人又は代理人による署名捺印でよいものとし、これらの署名捺印が先願又は原出願の署名捺印と一致するか否かを審査する必要はない。

しかし、出願人の権益に重大な影響を及ぼす可能性がある以下の事項の例の場合は、出願人の権益を保護するため、願書又は証明書類上の出願人の署名捺印が当該出願包袋の署名捺印と一致するか否かを審査する必要がある。

- 〔1〕 専利出願権の譲渡と登録
- 〔2〕 専利権の譲渡と登録
- 〔3〕 専利権の信託の登録
- 〔4〕 特許出願の早期公開
- 〔5〕 専利出願の取り下げ又は放棄
- 〔6〕 当事者の閲覧に制限された案件書類の閲覧、抄録又は複製（制限範囲は専利閲覧作業要点規定に準ずる）

出願人による署名捺印が一致しているか否かの審査は、当該出願の最初の専利出願時の願書になされた出願人の署名捺印を対比基準とする。署名捺印に変更があり、変更登録をした場合にはその後の審査では変更後のものを対比基準とする。代理人に委任して出願する場合、且つ願書上に代理人の署名捺印のみしかない場合は、委任状にある出願人の署名捺印を基準とする。しかし、委任状の出願人の署名捺印が特定用途に限られる場合（例えば、「〇〇会社契約専用印」）は、その後最初に署名捺印の審査が必要な専利事項を処理する際に、当該特定用途に符合する証明書類（例えば譲渡契約書）には当該印鑑を使用できるが、その他の特定用途以外（例えば、出願取り下げ）の出願書類には、専利出願の用途とすることができる署名捺印を使用しなければならず、並びに出願人は当該出願書類の署名捺印がその署名捺印であることを叙述する宣誓書を提出しなければならない。その後、その他の署名捺印の審査が必要な専利事項を処理する際には、当該署名捺印を対比基準とする。

電子出願の場合、最初の専利出願時に添付した証明書類の映像ファイル（例えば「委任書」）上の出願人の署名捺印を基準とする。出願時に証明書類の映像ファイルを添付しなかった又は添付した証明書類の映像ファイル上に出願人の署名捺印がない場合は、その後最初に書面にて署名捺印の審査が必要な専利事項の手続きを行う際に、出願人は当該出願書類の署名捺印が确实のその署名捺印であることを明記した宣誓書を提出しなければならない。その後、書面にてその他の署名捺印の審査を必要とする専利事項の手続きを行う時は、その署名捺印を対比基準とする。

### 1.2.5 署名捺印の不一致の場合の処理原則

願書、証明書類上の出願人の署名捺印が審査の結果、包袋情報と不一致が生じた場合には、期限を定めて出願人に補正を通知する。出願人は以下による方法のうち一つを選んで補正するものとする。

- 〔1〕 包袋の署名捺印と同一のものに補正
- 〔2〕 署名捺印の変更を申請(詳細規定は本編第3章を参照)
- 〔3〕 願書又は証明書類上の署名捺印が確かに本人による署名捺印である又は有権者による署名捺印であると宣誓する

宣誓方法による補正をする出願人が自然人の場合、登録査定(又は処分)される前に宣誓書を添付すべきである。登録査定(又は処分)後の場合、宣誓書及びその身分証明書類を添付しなければならない。法人の場合は、宣誓書を添付しなければならない。宣誓による補正を選択し、署名捺印の変更を申請しない場合は、その回の出願事項にのみ個別案件の効力を発生するだけで、その後に各種出願手続きを行う時に署名捺印の審査が必要な時には、依然として包袋に残されている署名捺印を対比基準とする。

譲渡登録、信託登録等の申請は双方の権利義務に関するが、譲受人、受託人の一方による申請事項の提出とすることができ、原権利者のみが宣誓することができ、譲受人、受託人が代替することはできない。

(2008年1月17日経済部経訴第09706100560号の決定を参照)

## 2. 送付方法

出願書類の送付方法には窓口、郵送、インターネットによる出願等の方法がある。簡易手続き事項以外は、上記以外の方式による出願、例えば、電子メール、ファックスなどによる出願は不受理とする。

簡易手続き事項とは、出願人の身分証明書番号及び統一番号の訂正、専利権者の代表者の変更、専利権者の住所変更、代理受取人の住所変更、代理人の住所変更、領収書再発行の申請、閲覧の申請、コピーの申請、補正期間延長の申請、面接の申請、検証及びサンプル検証返還の申請等を含み、これらの申請は電子メール、ファックスにより行うことができる。

### 2.1 窓口持参

窓口持参とは、書類と手数料を専利主務官庁又はその各地の事務所(新竹、台中、台南、高雄事務所)の専利受付窓口持参し、専利出願又は専利事項に関する事項を手続きすることである。

## 2.2 郵便送付

出願書類の送付を郵送形式で提出する場合、書留であるか否かを問わず、郵便物を渡した当日の消印に記載された日付に準ずる。郵送日の消印が不明瞭の場合は、当事者が消印不明の理由を証明しない限り、専利主務官庁に送達された日付を基準とする。

郵送方法とは、「中華郵政株式会社」を経て書類を専利主務官庁又はその各地の事務所(新竹、台中、台南、高雄事務所)に送達し、専利出願又は専利事項に関する事項を手続きすることを指す。

その他の民間の郵送会社からの送付された場合は、その書類が専利主務官庁に送達した日を基準とする。民間の郵送会社が中華郵政株式会社から委任を受けたものではない場合、法律の規定によりセールス目的で手紙、葉書又はその他通信の性質を有する書類を配送してはならず、その郵送時にたとえ郵送者に領収書を発行しても、当該書類は、郵政法の規定に明記された「郵便」ではないため、書類を民間の郵送会社に交付した日付を専利法施行細則第5条の「郵送地消印日付」とすることはできない。(最高行政法院 2011 年判字第 235 号判決、台北高等行政法院 2007 年度訴字第 01891 号判決を参照)

## 2.3 電子送付

電子送付の方法は、専利主務官庁のホームページより関連する申請書ファイルをダウンロードし、「智慧財産権 e 網通」のサイトで会員登録を済ませ、電子出願に同意する契約を確認し、電子署名を登録（電子認証を使用）することを指す。情報入力をした後、電子出願書類を専利主務官庁の情報システムに送信し、その受付日は専利主務官庁の情報システムが受信した日を基準とする。

## 3. 出願番号

専利の出願番号とは、専利出願書類を受付後、専利主務官庁がすべての専利出願に付与するコードで、審査過程において専利出願に対する管理の根拠とされる。

現行の出願番号は 9 桁のアラビア数字であり、左から 3 桁は特許出願の年を指し、4 桁目の数字は専利出願の類別を指し、1 は特許、2 は実用新案、3 は意匠を意味する。5 桁目から 9 桁目は出願のシリアルナンバーを示し、毎年 00001 から始まる。例えば、102123456 の場合は中華民国 102 年（2013 年）第 23456 件の特許出願であることを意味する。

関連意匠の出願番号の付与方法は、本意匠の願書にある番号の後に「D」と 2 桁の数字を加えたものとなり、01 から始まる。例えば、102303456D01 の場合は 102303456 号意匠出願の第 1 件目の関連意匠出願であることを意味し、

102303456D02 の場合は 102303456 号意匠出願の第 2 件目の関連意匠出願であることを意味する。

無効審判請求案件番号の場合は、無効審判が請求された案件番号の後ろに「N」と 2 桁の数字を加えたものとなり、01 から始まる。例えば、098123456N01 の場合は 098123456 号の専利権に対して提起された第一件目の無効審判請求案件であることを意味し、098123456N02 の場合は 098123456 号の専利権に対して提起された第二件目の無効審判請求案件であることを意味する。

## 4. 受理

### 4.1 一般規定

出願人が専利出願及び専利に関する事項を処理する際、法定の手続きに符合しないものでない限り、全て受理しなければならない。実務作業上、出願事項について受け付けた書類が法定手続きに符合しているか否かを直ちに窓口で審査することはできないため、窓口持参、郵送送付又は電子送付などの送付方法を問わず、一旦全て受理し、出願番号を付与し、書類スキャニング、書類資料の包袋作成後、審査へと入る。審査時に出願書類に法定の手続きに符合せず、補正できるものであると判定した場合は、出願人に期限を定めて(本篇第 16 章を参照)補正するよう通知、補正期限内に出願に準備すべき書類及び出願手数料を完備した場合は、出願又は出願事項を受理しなければならない。

出願人が法定期間(本篇第 16 章を参照)を超えた後に、出願事項又は権利の主張を提出した場合は、法定期間満了のため、処分を待たず法的効果が発生し、出願事項又は権利の主張は不受理とする。例えば、特許出願の出願日から 3 年以内に実体審査を請求しなかった場合、特許出願は撤回したものと見なされるため 3 年が過ぎてから実体審査を請求した場合は不受理としなければならない。発明又は実用新案の出願が 12 ヶ月の優先権主張の法定期間を過ぎた場合も、その優先権の主張については不受理とする等である(各関連章節を参照)。

出願人が指定期間内に専利に関する出願及びその他の手続きを提出しなかった場合は、原則として不受理とする。但し、処分前に補正した場合は受理する。

実体審査、再審査の請求等の法定期間内に提出すべき出願事項について、出願人が法定期間内に特定の出願番号を識別できる方式で手数料を納付してから、法定期間満了後に願書を補正した場合は、客観的に法定期間内に出願の意思を明確に表示したものとして、その出願事項を受理する。例えば、振込方式により実体審査手数料を納付し、振込用紙に出願番号を明記したが、出願人が特定の出願案号を識別できない方法で納付し、その後法定期間満了後に願書を補正した場合は、それに基づいて納付した番号が判断できず、客観的に法定期間内に出願の意思を表示したと認定し難いため、その出願事項は不受理とする。

## 4.2 関連意匠についての特殊規定

関連意匠の出願人は本意匠の出願人と同一人物でなければならない。同一人物でない場合は、出願人に期限を指定して補正するよう通知しなければならない。出願人は先の出願について出願権譲渡の手続きを行い、本意匠と関連意匠の出願人を同一にすることができ、補正期間内に補正しなかった場合は、関連意匠の出願は不受理としなければならない。

関連意匠の出願日は本意匠の出願日より早くてはならず、且つ本意匠の公告後であってもならない。関連意匠の出願日が、本意匠の出願日より早い場合、又は、本意匠の公告後に出願した場合は不受理とし、並びに出願手数料を返還。

関連意匠の出願について、本意匠の出願が取り下げ、処分により不受理となった又は拒絶査定確定後に提出した場合、すでに本意匠は存在しないため、関連意匠の出願も不受理とし、出願手数料を返還しなければならない。しかし、本意匠の出願が不受理処分である、又は拒絶査定となり行政救済手続きにある場合、その処理は以下を原則とする。

(1) 本意匠の出願が方式審査を経て不受理処分とされ、行政救済手続き中であり、関連意匠を出願した場合、出願人に「本意匠出願の行政救済が確定した後に、手続きを続行する」旨を通知しなければならない。もし、本意匠出願の不受理処分維持が確定された場合は、関連意匠の出願もまた不受理とし、出願手数料を返還しなければならない。もし、本意匠出願が訴願決定や法院の判決により不受理処分が撤回された場合は、関連意匠の出願を受理しなければならない。

(2) 本意匠出願が実体審査の結果拒絶査定となり、行政救済中に関連意匠を出願する場合、当該出願を受理しなければならない。本意匠出願の拒絶査定維持が確定した場合は、出願人に期限内に関連意匠出願を出願変更するか否か応答するよう通知、期限内に応答しなかった場合は、拒絶査定とする。もし、本意匠出願が訴願決定または法院の判決により原査定の撤回が確定された場合は、関連意匠の査定を続行する。

## 5.出願の取り下げ

専利出願の取り下げは、他の規定がない限り、原則上、出願人の自由に属し、出願人は専利出願の査定又は処分の前であればいつでもその出願を取り下げることができる。専利出願の取り下げは、出願人が書面にて出願提出しなければならない。出願人が二人以上いる場合、出願人全体で出願の取り下げを申請しなければならない。

専利出願の査定又は処分後には、すなわち取り下げの問題は無くなる。従

って、出願人による出願の取り下げは、出願人の真意を探求すると、後の手数料納付により専利権を取得できる権利を放棄することに属するものである。

無効審判請求人は査定前に無効審判請求を取り下げることができるが、専利権者がすでに答弁を提出している場合は、専利権者の同意を得た上で、専利主務官庁から無効審判請求の取り下げの事実を権利者に通知しなければならない。通知が送達されてから 10 日以内に、専利権者が反対を表明しなかった場合は、無効審判請求の取り下げに同意したものと見なす。しかし、無効審判の審決後は、取り下げの問題は無くなる。

第三者による審査請求の繰り返しを避けるため及び審査の経済的考慮から、実体審査請求の申し込みは、取り下げることができない。従って、出願と同時の実体審査請求、或いは後からの実体審査請求に関わらず、請求後の取り下げはできない。但し、出願人が専利出願を取り下げれば、実体審査請求の依拠がなくなるため、当然実体審査請求の取り下げと同様の効力が発生する。この他、実用新案技術評価書の申請も取り下げはできない。

専利出願についてその他の類別の専利へ出願を変更する時、変更後に原案はもう存在しないゆえ、変更した出願を取り下げ、元の出願に回復させることはできない。例えば、特許から実用新案への変更後に、変更出願を取り下げ、元の特許出願に戻すことはできない。

分割出願後に取り下げを申請する場合、元の出願の対象はもうすでに二つの出願に分かれているため、分割を取り下げて元の出願を分割前に回復させることはできない。

上記の専利出願又はその他申請事項の取り下げ以外、出願人が一部の出願書類の取り下げを申請する可能性もあるが、原則的に、専利出願の査定又は処分の前であれば、出願人はいつでもその出願書類を取り下げることができる。但し、出願人は取り下げによる該書類の不備により生じた不利益を負う必要がある。例えば、出願人が全部又は一部の明細書、権利請求の範囲、図面、又は優先権証明書類を取り下げる時は取り下げを許可する。但し、書類の不完備により出願が受理されない、出願日に影響する、特許要件に影響する、又は優先権を主張していないと見なされる可能性がある。

出願を取り下げる際、出願人は書面で専利主務官庁に意思表示をすることで取り下げの効力が発生する。出願人がその後書簡にて取り下げの意思の変更を送付してきても、取り下げの効力はすでに生じているため、その意思変更は受理することはできない。しかし、その取り下げの変更を意思表示する書面が、その出願取り下げが専利主務官庁に送達されると同時に又は送達より前であればこの限りではない。

## 6.放棄

出願人がその専利出願権を放棄したい時は理論上、その意思表示が成立した時点で効力が発生するが、出願人は専利主務官庁に書面にてその放棄の意思表示をして始めて査定手続きを終止することができる。

専利出願権が共有の場合は、共有者全体の同意を得て初めて共有の専利出願権を放棄することができる。専利出願権の共有者全員が出願権を放棄する場合、出願の手続きは続行されない。共有者のうちの一人がその有すべき出願権の一部を放棄する場合は、出願権はその他の出願人が出願権を所有することができる。

専利権者が専利権を放棄する場合は、書面にて専利主務官庁に放棄の意思表示をした日から権利消滅となる。

専利権が共有の場合は、共有者全員の同意を得て初めて共有専利権を放棄することができる。共有者のうちの一人がその有すべき部分の専利権を放棄する場合は、専利権はその他の共有者により所有されることになる。

専利権が許諾済み或いは他人に質権を設定した場合は、専利権者は被許諾者或いは質権者の同意を得てから、専利権を放棄することができる。

特許、実用新案又は意匠が専利出願権者でない者又は出願権の一部共有者により出願され、当該専利の公告日から2年以内に専利出願権者又は出願権者の共有者より無効審判が請求され、無効審判にて無効確定後2ヶ月以内に専利出願した場合には、専利出願権者でない者による出願日をその出願日とする。上記の事由により無効審判を請求する無効審判請求人が将来取得する専利権の権益を保障するため、被請求人はその専利権を放棄する場合、無効審判の審理が確定されるのを待ってから、審決結果により手続きを続行しなければならない。無効審判請求が成立（無効審決）した場合、元の専利権の放棄を表明した者は真正の専利権者ではない或いは専利権の共有人のうちのみであることから、その放棄の意思表示の効力は発生しない。無効審判請求が不成立（維持審決）の場合には、その放棄の登録を受理する。